

議案第10号

南風原町都市計画マスタープランの変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2及び南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）第13条の規定に基づき、南風原町都市計画マスタープランを変更したく議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

平成16年6月に策定した南風原町都市計画マスタープランについて、上位計画の見直しや社会情勢等の変化により見直しをする必要があるため提案する。

南風原町都市計画マスタープラン

(案)

全体構想

1. 土地利用の方針
2. 市街地形成の方針
3. 交通体系の方針
4. 緑と水に関する方針
5. 景観まちづくりに関する方針
6. 防災まちづくりに関する方針
7. 福祉まちづくりに関する方針

第5章 全体構想

1. 土地利用の方針

(1)現状と課題

本町の土地利用は、東西方向の国道329号と南北方向の県道241号線(宜野湾南風原線)を軸として都市的土地利用が進む市街地や集落、三大森とよばれる新川森、高津嘉山、黄金森に代表される自然緑地、市街地や集落の周辺に広がる農地に概ね区分されます。

本町全体の面積1,076haのうち都市的土地利用が主体の市街化区域の割合は約41%、自然的土地利用が主体の市街化調整区域は約59%となっています。

市街化区域の土地利用を概観すると、兼城、宮平、与那覇、喜屋武、本部、照屋の住宅地、国道329号沿道一体の商業地、印刷団地が立地する工業地、南部医療センター・こども医療センターが立地する新川地区、津嘉山北土地区画整理事業が行われている津嘉山地区などに分類されます。

市街化調整区域は、農地や緑地など自然的土地利用が主体となっている一方、都市計画法第34条第11号区域※(緩和区域)が指定された集落や、開発許可により整備された福祉施設や業務施設などの都市的土地利用もみられます。

本町は2040年(令和22年)頃まで人口増加が見込まれていること、広域的な幹線道路の整備により企業からの土地需要が高まっていることなどを踏まえ、都市的土地利用の適切な誘導を図ることが必要です。

※ 都市計画法第34条第11号区域:市街化調整区域ではあるが、戸建住宅の建築が許容される区域。

(2)基本方針

土地利用については、住宅地区、沿道サービス地区、商業地区、業務地区、計画的誘導地区、緑地地区、農地地区及び集落地区に区分し、適切な規制と誘導による秩序ある土地利用を図ります。

都市的土地利用の誘導を図る住宅地区については、戸建住宅を主体とした低層・低中層及び中高層の住宅地を基本とします。幹線道路沿道については、地域の特性に応じ、高度利用を図り日常生活に必要な商・工業系又は複合型の土地利用を推進するため、用途地域の変更を検討します。

また、市街地周辺の緑地地区及び農地地区については自然的土地利用の保全を基本とし、計画的誘導地区は集落環境の維持を図りつつ、立地特性から都市的土地利用の需要に対しては適切な誘導を図り、地域活力を支える土地利用を計画的に誘導します。

① 住宅地区

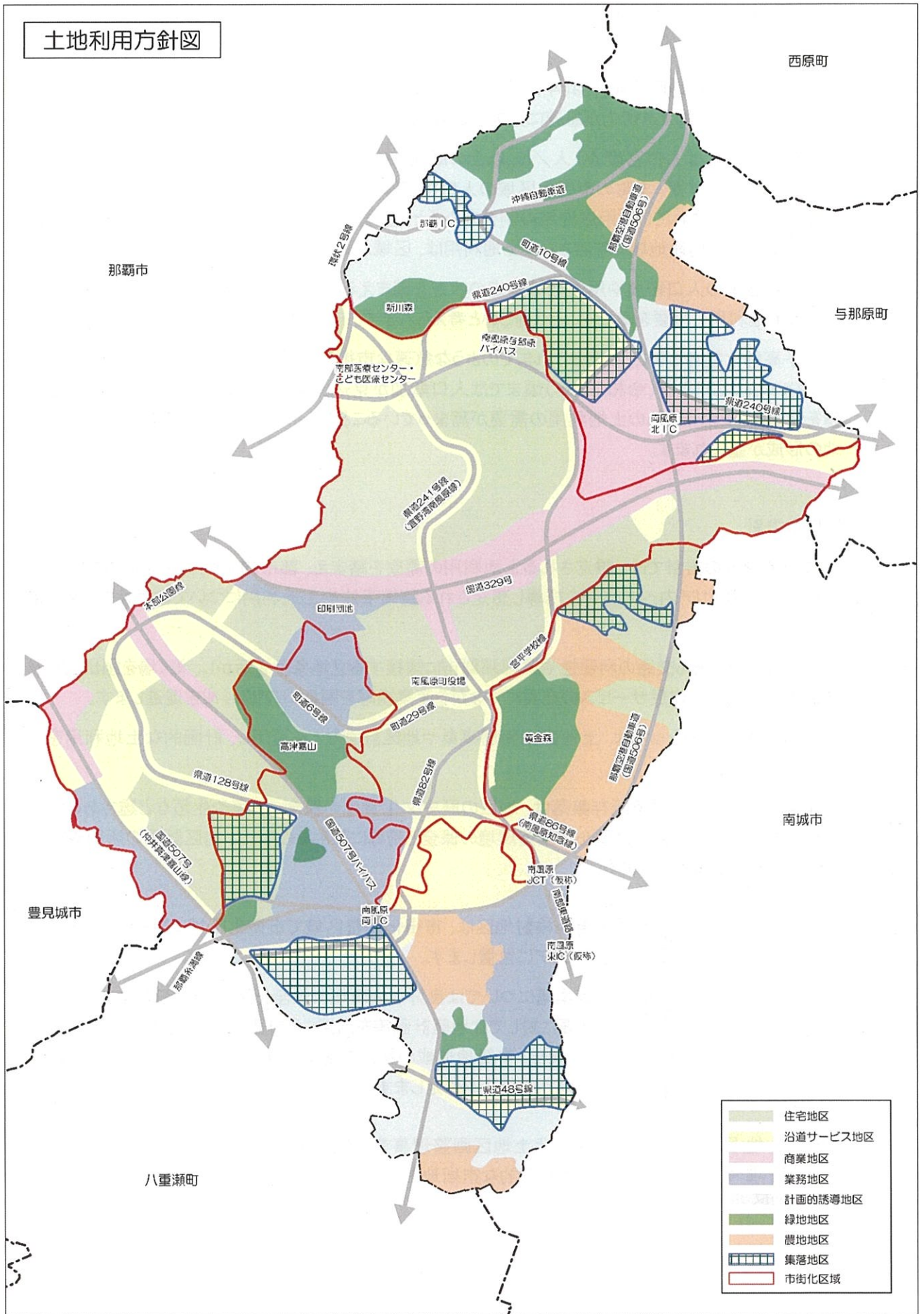
- 住宅地区は、戸建住宅や集合住宅を主体とした良好な住環境を創出するとともに、身近な店舗や生活利便施設を必要に応じて立地し、良好な市街地環境の形成を図ります。
- 旧集落が形成されている区域は、狭隘道路がみられ、緊急車輛が通行できない等の問題があることから、道路の拡幅やオープンスペースの確保等により、安全で潤いのある住環境の形成を図ります。

② 沿道サービス地区

- 沿道サービス地区は、日常生活を支える利便施設が共存する土地利用を図り、商業・業務・住居等が共存する地区として機能充実を図りま

- す。
- 南部医療センター・こども医療センター周辺は、医療関連施設を中心とした土地利用の形成を図ります。
- ③ 商業地区
- 商業地区は、広域的な利用を視野に入れた商業機能、観光・交流機能など多様な都市機能への土地利用を誘導します。また、建物の壁面後退による前面空間の確保や、景観に配慮したサインの設置、緑の充実などにより、魅力ある沿道空間の形成に努めます。
- ④ 業務地区
- 業務地区は、運送業、倉庫業、卸売業、小売業などの流通機能を担う業種や、印刷業、情報通信業、教育・学習支援業、医療・福祉などの誘導を図り、地域の活力向上や住民サービスの充実につながる土地利用を推進します。
 - 国道 507 号(仲井真津嘉山線)沿道に位置する業務地区については、様々な用途の建物の立地がみられることから、実情に即した土地利用の誘導を図ります。
- ⑤ 計画的誘導地区
- 既存集落は、低層を基本とした良好な住環境の維持・保全を図ります。
 - 地区の中で優位性の高い場所や幹線道路沿道において開発可能な地区については、環境保全を図りつつ、都市的土地利用の需要に対して適切な誘導を図ります。
- ⑥ 緑地地区
- 三大森(新川森、黄金森、高津嘉山)を主とした緑地地区は、豊かな自然緑地を保全・活用し、憩いの場の創出を図ります。
 - 墓地については、散在を抑制し、緑化による緩衝帯を設けるなど、地域環境の向上を図ります。
- ⑦ 農地地区
- 農地地区は、本町の農業生産の基盤となる地区であることから、保全・活用を図り、効率的で収益性の高い都市近郊型農業の展開を促進します。
- ⑧ 集落地区
- 集落地区(都市計画法第 34 条第 11 号区域)は、優れた集落景観や自然的・歴史的環境の保全に配慮しつつ、生活関連施設の整備を図り、地域緑化や文化資源の活用などにより良好な住環境の保全・形成を図ります。
- ⑨ その他のまちづくり
- 人口増加に伴い、教育関連施設が過密になっています。特に津嘉山北土地区画整理事業の整備に伴い、急激な人口増となっていることから、早急な対応が求められています。今後も人口増加が想定されていることを踏まえ、学校区の見直し等を含めた対応を検討します。

土地利用方針図



2. 市街地形成の方針

(1)現状と課題

本町の人口集中地区は421ha(平成27年国勢調査)で、昭和60年の130haから291ha増加しており、この30年間は市街化が急速に進展してきた時期といえます。

人口集中地区は人口密度40人/ha以上の既成市街地と定義される区域であり、市街化区域とおおむね重なりますが、本町の市街化区域の人口密度は約70人/haと比較的高くなっています。市街化区域に指定されている用途地域の割合をみると、住居系が90%を占めています。このため、商業系や工業系の用途地域で許容される土地利用は、区域が限定されているのが現状です。

市街化区域の人口密度や用途地域指定の状況を踏まえると、現在の市街化区域だけでは今後の新たな土地利用の需要を満たすことは難しいと考えられます。

少子高齢化社会となり、今後はこれまでのような急速な市街化の進行はないと想定されますが、本町においては2040年(令和22年)頃までは人口増加が見込まれ、また広域的な幹線道路網の整備を背景とした企業からの土地利用の需要が高まっていることから、これらに対応する計画的な市街地の形成が望まれます。

(2)基本方針

市街地形成の方針では、想定される土地利用の需要を踏まえ、都市的土地利用を進めていくエリアを示し、そのエリア内への開発を誘導し想定される整備手法や土地利用についての考え方を示します。

本町の強みである交通の利便性や県都那覇市に隣接する立地条件を活かし、働く場を創出し地域経済の活性化及び住民サービスの充実につながる産業誘導を図るエリアの形成を促進します。

エリアの形成にあたっては、土地区画整理事業や地区計画などを活用し、計画的な土地利用を図ることとします。

市街化区域に隣接する既存集落は、地区の歴史文化資源の保全、石垣や生垣など趣きある住宅地のたたずまいを維持し、緑豊かな集落環境の保全と誘導に努めるものとし、地区計画の活用や市街化区域への編入も検討します。

① 市街地検討地区

- 市街地検討地区は、市街化調整区域で市街化区域に隣接または近接するエリアに位置します。
- 既存集落については良好な住環境の保全を図ります。新たな土地利用の需要に対しては地区計画等を活用した計画的な市街地形成を誘導します。また、市街地形成の状況を踏まえ、必要なエリアについては市街化区域への編入も想定します。

② 土地区画整理事業地区

- 津嘉山北土地区画整理事業地区は事業実施中であり、地区計画とあわせた計画的な市街地形成を推進し、良好な生活環境の維持・向上に努めます。

③ 拠点形成エリア

【医療福祉・業務・住宅環境学習エリア】

- 医療福祉・業務・住宅環境学習エリアは、市街化調整区域における地

区計画の活用を検討し、新川森などの斜面緑地に囲まれた環境学習の場として良好な住環境の保全・形成を図るとともに、健康・医療・福祉・業務関連施設の集積を中心とした土地利用の形成を促します。

- また、沖縄自動車道那覇インターチェンジ周辺は、調和のとれた業務地の形成を図ります。

【広域商業エリア】

- 広域商業エリアは、既存の商業施設を中心に、那覇空港自動車道南風原北インターチェンジや南風原与那原バイパス整備による広域的な交通の利便性を活かした商業施設の集積を促し、賑わいのある商業地の形成に努めます。将来的には、市街化区域への編入も想定します。

【複合機能集積エリア】

- 複合機能集積エリアは、地区計画の活用を検討し、工業系の土地利用を想定した市街地環境の形成に努めるとともに、敷地内にゆとりある緑地空間を確保するなど、良好な環境整備を推進します。

【新規産業集積エリア】

- 南風原南インターチェンジ周辺における新規産業集積エリアは、新たな産業の誘致や町内の産業の移転用地として活用できるよう、土地利用の可能性について調査を行い土地区画整理事業の実現に向けた検討を行います。
- 南部東道路のインターチェンジ周辺における新規産業集積エリアは、市街化調整区域における地区計画の活用を検討し、南部東道路インターチェンジ整備に伴う交通の利便性を活かした土地利用の検討を行います。

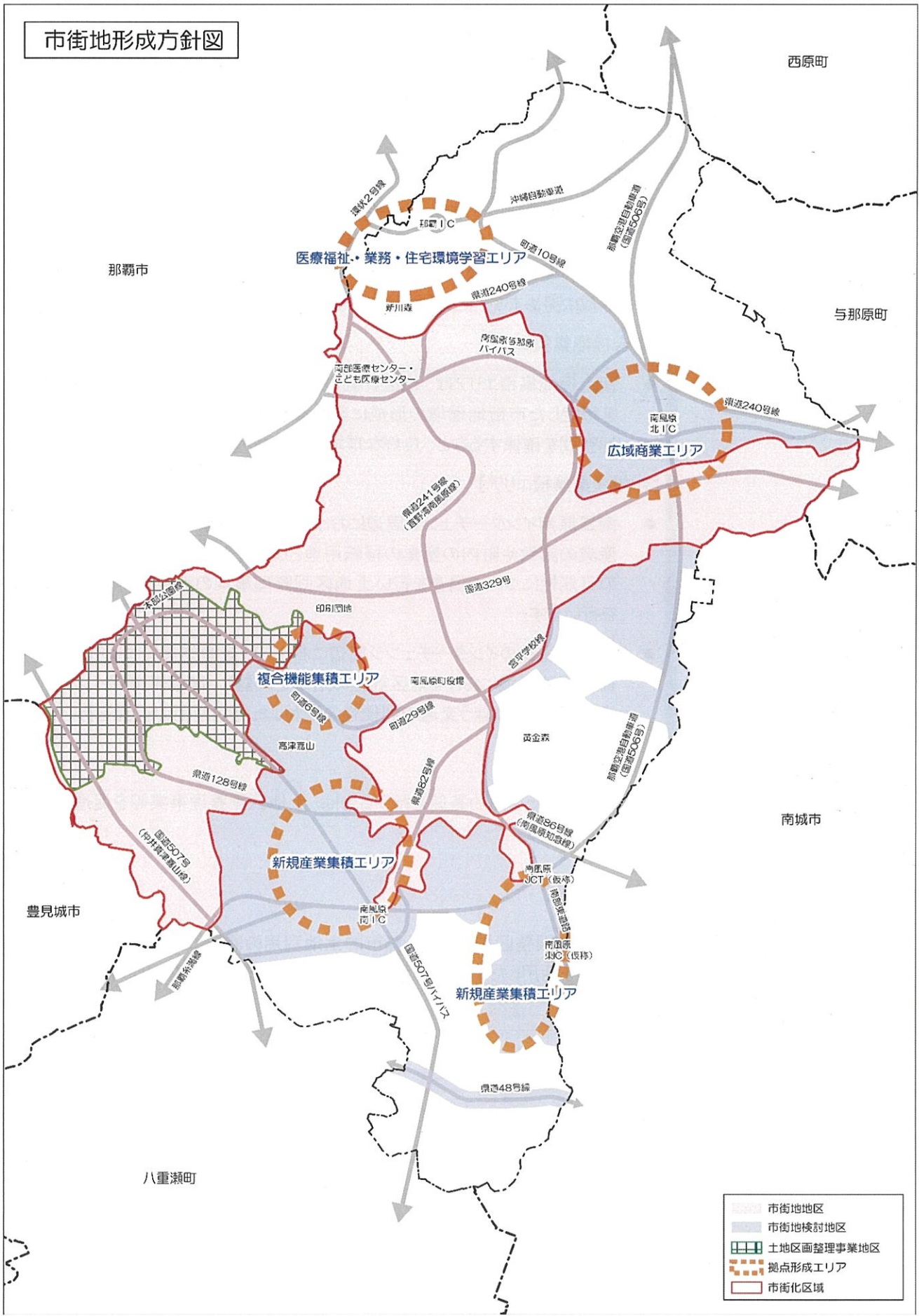
④ 適切な土地利用開発の誘導・活用

- 今後、新たな面的整備を行う場合は、土地区画整理事業等を促進します。

⑤ 市街化調整区域の地区計画の活用に関する方針

- 市街化調整区域における都市的土地利用の需要に対しては、地区計画等を活用した適切な誘導を図り計画的な市街地形成を図ります。

市街地形成方針図



- 市街地地区
- 市街地検討地区
- 土地区画整理事業地区
- 拠点形成エリア
- 市街化区域

3. 交通体系の方針

(1) 現状と課題

本町は、沖縄自動車道、那覇空港自動車道(国道 506 号)、国道 329 号、国道 507 号バイパス、県道 241 号線(宜野湾南風原線)などの幹線道路が整備されており、広域的な交通の利便性が高い特性を有しています。南風原与那原バイパスや南部東道路の整備計画も進められており、これらの幹線道路の着実な整備により、さらなる道路交通の機能の充実が期待されます。しかし、町内の地域間を結ぶ道路ネットワークが弱く、公共交通の運行水準も低いことから誰もが移動しやすい町内の主要な拠点を結ぶ公共交通の強化が必要です。

集落内では通過交通が多い地区がみられ、生活環境への影響も懸念されることから、生活道路における自動車交通量の抑制も課題となっています。また、歩行者に優しい道づくりの視点や、交通問題への対策として ICT を活用するサービスの活用など新たな動向についても検討が必要です。

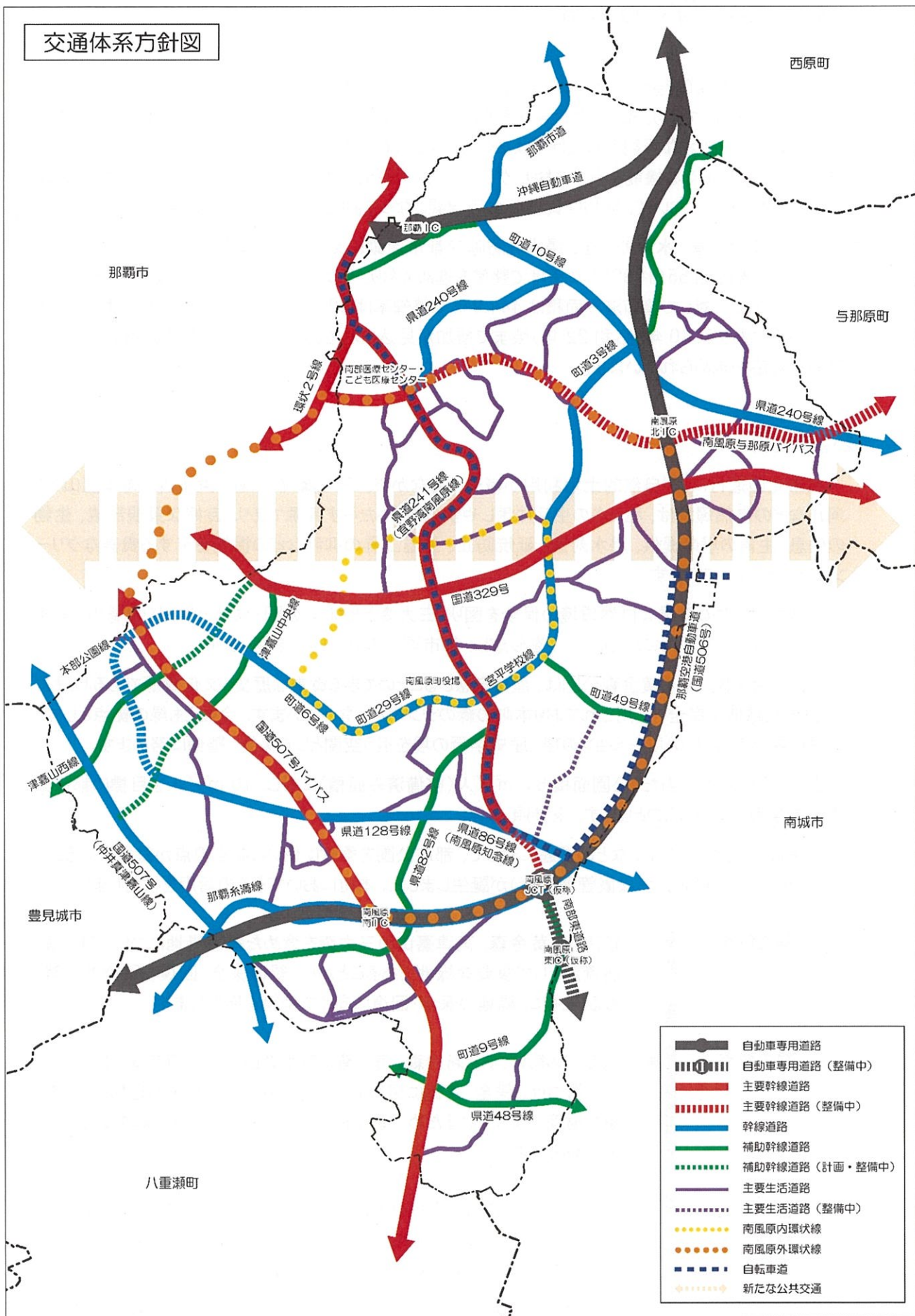
(2) 基本方針

本町においては、那覇空港自動車道(国道 506 号)をはじめ、国道 507 号バイパス、県道 82 号線、県道 241 号線(宜野湾南風原線)等の幹線道路の整備が進み、南風原与那原バイパスや南部東道路もこれから本格的に整備される予定にあり、広域交通ネットワークの基盤が整いつつあります。このような恵まれた条件を踏まえ、広域的な幹線道路、町の骨格を形成する幹線道路、主要な生活道路が円滑に機能するよう、道路の段階構成に配慮した交通ネットワークの形成を目指します。また、まちの魅力を高める施策として歩行者に優しく人々が歩きたくなる道路空間の形成についても検討します。

- | | |
|-----------|--|
| ① 自動車専用道路 | <ul style="list-style-type: none">● 沖縄自動車道、那覇空港自動車道(国道 506 号)、南部東道路が自動車専用道路と位置づけられており、関係機関と連携し、機能の維持・向上に努めます。 |
| ② 主要幹線道路 | <ul style="list-style-type: none">● 主要幹線道路は、都市の骨格を形成するとともに周辺市町村との連携を促す主要な役割を担う道路であり、今後もその機能の確保を図ります。● 国道 329 号、国道 507 号バイパス、県道 241 号線(宜野湾南風原線)、南風原与那原バイパス等を主要幹線道路と位置づけ、機能の維持・向上に努めます。 |
| ③ 幹線道路 | <ul style="list-style-type: none">● 幹線道路は、地域間の交通を担う道路で、地域内の交通を集約し、主要幹線道路との円滑な交通処理を行う機能の充実を図ります。● 国道 507 号(仲井真津嘉山線)、県道 240 号線、那覇糸満線、県道 82 号線等を幹線道路と位置づけ、機能の維持・向上に努めます。 |
| ④ 補助幹線道路 | <ul style="list-style-type: none">● 補助幹線道路は主要幹線道路や幹線道路を補完する道路です。● 県道 48 号線、本町内を通過する県道 82 号線、町道 3 号線等を補助幹線道路と位置づけ、機能の維持・向上に努めます。 |
| ⑤ 主要生活道路 | <ul style="list-style-type: none">● 主要生活道路は、主要幹線道路、幹線道路または補助幹線道路で囲まれた区域の交通を処理する道路です。 |

- 地域住民の日常生活を支える道路として機能充実を図ることとし、歩行者の安全性確保のため、路面標示やグリーンベルトなどによる自動車速度抑制の方策の導入について検討します。
 - 主要生活道路や新たに整備を行った主要生活道路については、機能の維持・保全に努めます。
- ⑥ 南風原内環状線
- 南風原内環状線は、市街地への通過交通を抑制するとともに、身近な地域のネットワークを支える道路として整備を図ることとします。また、自動車等の通行を前提としながらも、歩行者の安全性を重視した道路としての整備を図ります。
- ⑦ 南風原外環状線
- 那覇空港自動車道(国道506号)(側道)、国道507号バイパス、県道82号線、南風原与那原バイパス(側道)については、南風原外環状線として位置づけ、市街地への通過交通を整序するとともに身近な地域や町外とのネットワークを支える道路としての整備を図り、合わせてゆとりのある歩道の整備に努めます。
- ⑧ 自転車走行空間の確保
- 自転車道路については、関係機関と連携を図りながら、安全で魅力ある自転車道路空間の整備に努めます。
- ⑨ 公共交通の利便性向上
- 高齢化の進行に伴い、公共交通の需要が高まることが想定されることを踏まえ、町内を巡回するコミュニティバス等の導入について検討し、地域住民の利便性の向上に努めます。
- ⑩ 新たな公共交通の検討
- LRTや鉄軌道等の広域的な連携を必要とする新たな公共交通のあり方について、国や県、近隣市町との連携を図り検討します。また、交通基本計画を策定し、新たな公共交通の方針を定めることを検討します。
- ⑪ 自動車専用道路の桁下有効利用
- 自動車専用道路の桁下については、パークアンドライド等としての有効利用を検討します。
- ⑫ 低炭素・脱炭素社会の構築
- 集中的な交通渋滞の慢性化による温室効果ガスの排出削減に対応するため、地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築を促進します。
- ⑬ 新技術の活用
- 地域住民等の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであるMaaSの活用により、移動の利便性の向上を図り交通サービスの充実を目指します。

交通体系方針図



4. 緑と水に関する方針

(1)現状と課題

本町は、三大森(黄金森、高津嘉山、新川森)に代表される豊かな緑地や、国場川や長堂川などの自然環境を有しており、まちに潤いを与える資源となっています。これらの自然環境は、動植物の生息・生育の場や良好な景観形成だけでなく、気温上昇の抑制や水質の浄化、水源涵養機能による防災・減災など様々な機能を有しており、グリーンインフラとしての活用が望まれています。また、海に面していない本町において、河川は貴重な水辺空間となっており、適正な管理が必要です。

生活環境の改善、水質の保全、浸水の防除等都市活動を支える下水道については、公共下水道事業の認可を昭和 55(1980)年に受けて整備を進めており、平成 29(2017)年 3 月現在、全体計画面積 703.1ha に対して整備済み面積は 441.9ha で整備率は 62.9%となっています。本町は、人口が増加傾向にあり 2040 年(令和 22 年)頃まで増加が見込まれており、今後も下水道整備について長期的な対応が求められています。

(2)基本方針

都市化の進行により自然的土地利用が減少するなかで、三大森(新川森、黄金森、高津嘉山)や河川などの自然環境は、私たちの生活に癒しや快適さをもたらす資源であり、良好な景観形成、生物の生息・生育の場の提供、浸水対策、延焼防止、気温上昇の抑制などの機能を有する貴重なグリーンインフラとなっています。

今後とも本町の貴重な自然環境の保全を図り、三大森とともに、公園・緑地と河川(国場川、宮平川、長堂川等)の緑と水のネットワークを形成し、都市環境の質の向上を図ります。

特に総合公園である黄金森公園は、歴史を感じることのできる貴重な歴史・文化資源であるとともに、まとまった緑地が保全、活用されており本町の緑のシンボルとなっています。今後とも緑の拠点として、町民の憩いの場、レクリエーションの場、歴史学習の場を担う空間として保全、整備に努めます。

また、現在の 1 人当たり公園面積 6.3 m²/人(整備済み面積)に対し、10 m²/人を目標に都市公園等の整備を進めるものとします。※参照

少子高齢化や人口減少などの課題に対して、都市公園を柔軟に使いこなす視点が重要であるとの背景から、Park-PFI(公募設置管理制度)が誕生しました。本町においてもその活用を検討します。

- | | |
|-----------|---|
| ① 斜面緑地 | <ul style="list-style-type: none">● 新川森、黄金森、高津嘉山の三大森を含めた斜面緑地については、景観資源として重要な緑地であることから、緑の保全・回復を積極的に努めるとともに、緑地の保全・回復に向けて施策を展開します。 |
| ② 緑の拠点 | <ul style="list-style-type: none">● 緑のシンボルである新川森、黄金森、高津嘉山の三大森を緑の拠点として位置づけ、保全・整備に努めます。三大森は癒しや快適をもたらす貴重な財産となっているため、緑のネットワークを形成し、住環境の質の向上に努めます。 |
| ③ 都市公園・緑地 | <ul style="list-style-type: none">● 黄金森公園や花・水・緑の大回廊公園、宮城公園、本部公園、神里ふれあい公園等の地域の拠点となる公園については、自然と親しめるふれあいの空間として、緑の保全・維持管理の充実を図ります。● 街区公園等の整備にあたっては、地域住民の参画のもとに望ましい整備 |

のあり方を検討し、愛着のもてる公園づくりに努めます。また、その管理や活用のあり方については住民の自主的な取り組みを促進し、その支援を図ります。

- Park-PFI(公募設置管理制度)による施設整備や公園管理を促進し、公園利用者の利便性の向上や公園管理者の財政負担の軽減等に努めます。

④ その他の公園(開発公園・農村公園など)

- 開発行為により整備を行った身近な公園や各字に点在する小規模の公園等については、地域住民の意向を踏まえながら、地域による維持管理体制を促進します。
- 農村集落に整備された農村公園については、地域住民のコミュニティの場として健康増進や地域活動を促進する場として保全・整備に努めます。

⑤ 道路緑化

- 主要幹線道路や幹線道路、補助幹線道路については歩道や中央分離帯、桁下等における道路緑化を推進します。また、併せて周辺街路等についても緑化の拡充を図っていくこととし、町全域で緑の道づくりを進めていきます。
- 歩いて楽しい歩行空間を創出するため、街路樹等による沿道緑化に努めます。

⑥ 緑のネットワーク

- 本町の緑の拠点となる新川森、黄金森、高津嘉山の三大森を結ぶ道路については、歩道や中央分離帯等への道路緑化の推進を重点的に図り、三大森をネットワークする骨格的な軸として整備に努めます。

⑦ 水のネットワーク

- 国場川、安里又川、宮平川、手登根川、長堂川等の河川については、汚染化防止等といった環境管理を徹底し、水辺の保全・回復を図り、水に親しめる環境づくりを目指します。
- 花と緑につつまれた水辺づくりを行うため、河川沿いの緑化とポケットパークの整備を促進するとともに、親水護岸の整備・充実や多自然川づくり等による河川改修に努めます。
- ゆとりと潤いのある水辺空間を形成するため、南風原ダムや河川を利用した親水性のある公園整備に取り組みます。

⑧ 下水道

- 下水道は、治水と環境衛生の観点から重要な都市施設です。本町の公共下水道は、雨水と汚水を別で排除する分流方式であり、雨水処理については大雨時の災害を予防する機能、汚水は衛生的な環境の形成に資する機能を有しています。
- 現在及び将来想定される下水道の需要を適切に処理するため、南風原町流域関連公共下水道事業計画に基づいた公共下水道の整備を推進します。

⑨ 桁下有効
利用

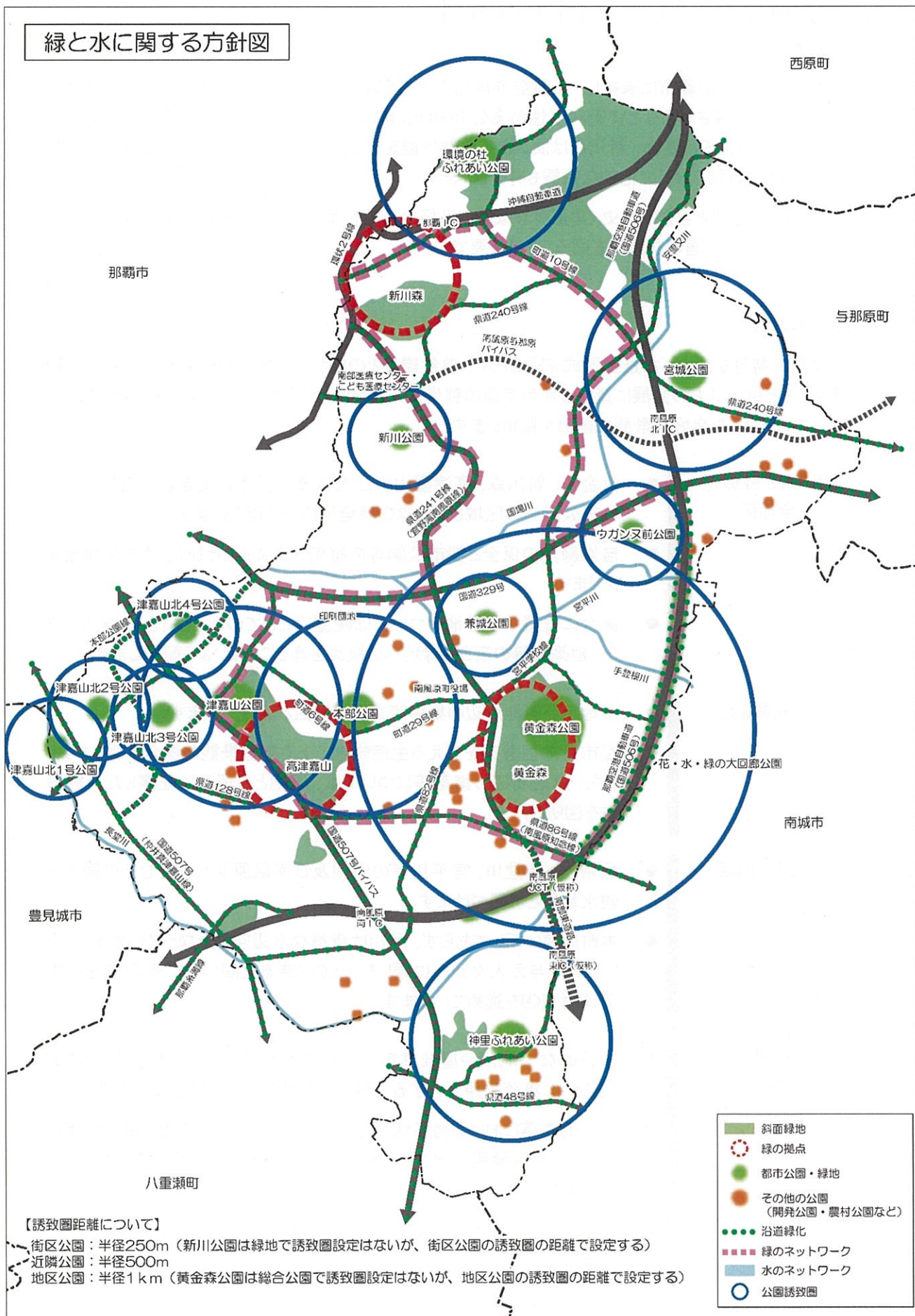
- 南風原バイパスなどの桁下については、地域住民の憩いの場となる公園等としての有効利用に努めます。
- 那覇空港自動車道(国道 506 号)の桁下の花・水・緑の大回廊公園の整備を促進し、地域の憩いの空間を創出します。

※ 一人当たり公園面積の確保目標量について

都市公園法では、一人当たり公園面積の標準を 10 m²としており、本町においても 10 m²/人を目標とします。そのためには、新たに 10,000 m²の公園の確保を目指します。

	供用 (整備済み面積)	計画 (都市計画決定した 公園が整備された場 合の面積)	目標 (10m ² /人を確保する ための面積)	備考
都市公園(m ²)	230,600	396,200	406,200	新たに10,000m ² の確保 を目指す
その他公園(m ²)	24,160	24,160	24,160	
計(m ²)	254,760	420,360	430,360	
人口	40,369	43,000	43,000	計画と目標は目標人口
1人当たり公園面積(m ² /人)	6.3	9.8	10.0	

緑と水に関する方針図



5. 景観まちづくりに関する方針

(1)現状と課題

本町は、県都那覇市に隣接し、那覇空港自動車道(国道 506 号)や国道 329 号などの広域的な幹線道路が整備されるなど交通利便性が高く、市街化の進展が著しいまちです。一方で、三大森と呼ばれる黄金森、高津嘉山、新川森は潤いある自然景観を形成し、かすりの道一帯では伝統工芸品のかすりが生産されるなど文化的な景観も有しています。

このような都市と自然、歴史・文化が形成する良好な景観を保全し、また市街地の進展等に伴う新たな景観について適切な誘導を図ることが必要です。

(2)基本方針

本町の特性を活かした景観形成を図るため、自然環境との調和、歴史・文化資源の保全と活用を進めるとともに、まちの発展に資する都市基盤の整備や市街地の進展等に対しては既存の景観とのバランスに配慮した良好な景観の創出を目指します。

- | | |
|------------|---|
| ① 森と緑の保全地区 | <ul style="list-style-type: none">● 黄金森、新川森、高津嘉山の三大森及び斜面緑地を含む自然緑地、都市公園等の区域を森と緑の保全地区と位置づけます。● 自然緑地の保全と都市公園等の整備を進めるとともに、稜線の保全を図ります。● 高台に位置する緑地については眺望点としての活用も促進します。また、建築物等の高さは緑地への眺めを遮ることないよう配慮します。 |
| ② 田園地区 | <ul style="list-style-type: none">● 農地及び農地周辺の集落等を田園地区と位置づけます。● 都市近郊型農業を支える生産緑地である農地景観の保全を図ります。また、農地周辺の集落等については、農地との調和に配慮した景観形成を図ります。 |
| ③ 親水地区 | <ul style="list-style-type: none">● 国場川、長堂川、宮平川等の河川及び南風原ダムを含むその周辺を親水地区と位置づけます。● 本町は海に面しておらず、河川は貴重な水辺空間となっています。まちに潤いを与え人々が水に親しむことのできる空間づくり、安心安全の水辺環境づくりを進めていきます。 |
| ④ 伝統的集落地区 | <ul style="list-style-type: none">● 伝統的な宅地割や屋敷林等の歴史資源が残る地域、かすりの道など伝統的な集落景観を有する地域を伝統的集落地区と位置づけます。● 伝統的集落における格子状の宅地割り形態、石垣、御嶽、屋敷林等の歴史・文化的要素については保全に努め、趣きのある景観の保全・形成を図ります。● 集落内に残る大木は、地域のシンボルとして保全に努めます。● 集落の伝統行事や伝承などの歴史・文化資源は重要な景観資源であり保全に努めます。 |

⑤ 都市的景観形成地区

- 住居系用途地域が指定された区域を都市的景観形成地区と位置づけします。また、南風原北インターチェンジ周辺一帯、南風原南インターチェンジ周辺一帯等、今後市街化の進行が想定される区域を都市的景観検討区域と位置づけます。
- 都市的景観形成地区は、市街地として土地利用が進む地区であり、緑の保全・確保により潤いのある空間づくりを進めるとともに、建築物等に関するルールを定め、良好な景観形成を図ります。
- 都市的景観検討区域は、今後の土地利用を踏まえた適切な景観の誘導を図ります。

⑥ 主要道路沿道地区

- 国道 329 号、国道 507 号、県道 82 号線等の幹線道路の沿道を主要道路沿道地区(A)と位置づけ、三大森(黄金森、新川森、高津嘉山)への景観に影響を及ぼす区域を主要道路沿道地区(B)と位置づけます。
- 街路樹や植栽により緑豊かな沿道景観を形成するとともに、緑陰の形成により人々が歩きやすい空間形成を図ります。
- 乱雑な沿道景観とならないよう、屋外広告物の規制誘導を図ります。
- 主要道路沿道地区(B)においては、三大森への眺望に配慮した景観形成を図ります。
- 道路から見える墓地については、遮蔽を行うなど景観上の対策を促進します。

⑦ 重点地区

- 本町らしさを感じさせる地域、まちの中心となる地域等を重点地区と位置づけます。
- 役場庁舎周辺、シンボルロード(県道 241 号線(宜野湾南風原線))、かすりの道一帯を重点地区として検討し、地区の特性にあわせたきめ細やかな景観誘導を図ります。

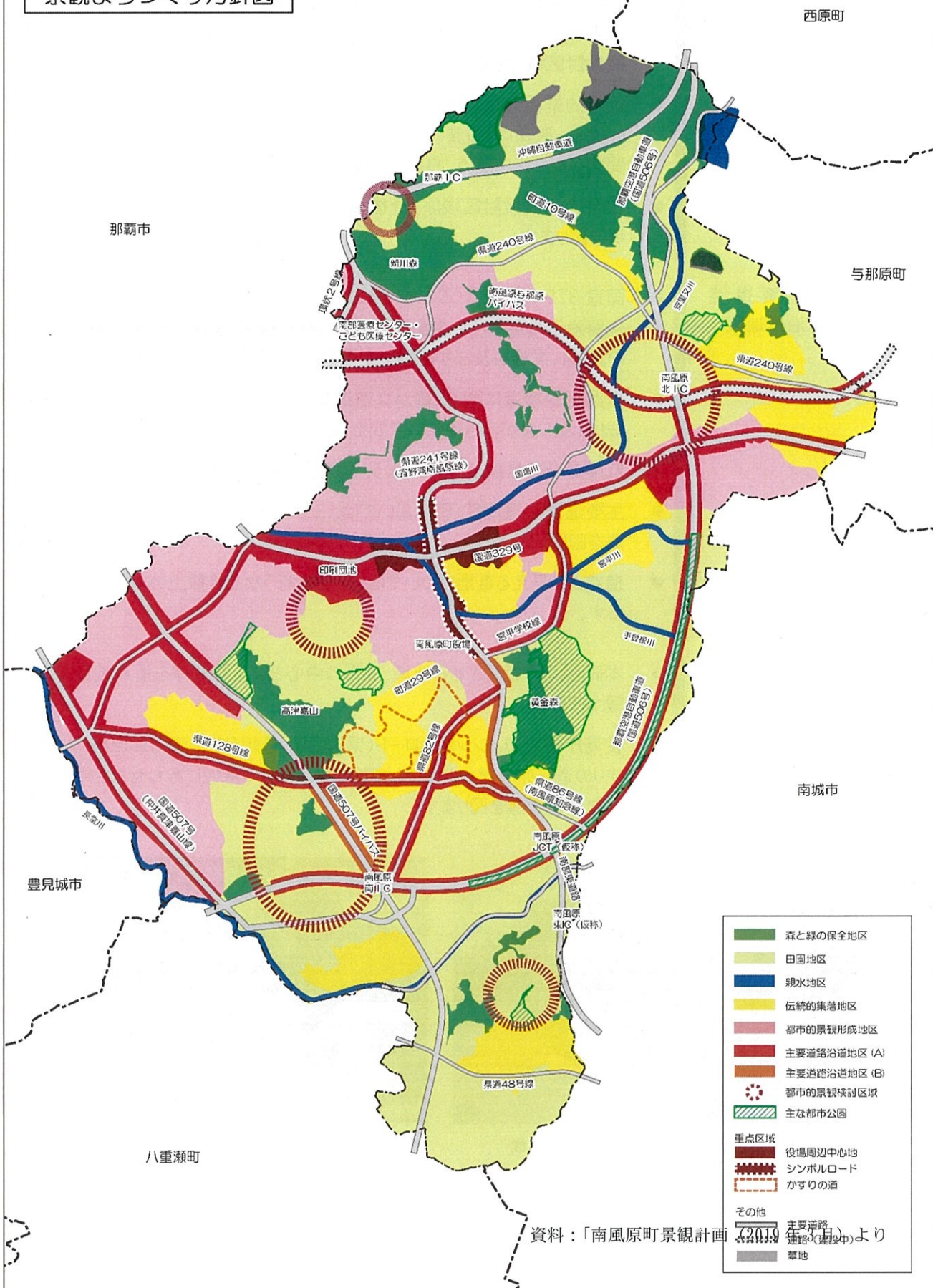


道路に面した部分を緑化した良好な景観を形成



地域の豊かな文化や歴史が今でも残る良好な景観

景観まちづくり方針図



資料：「南風原町景観計画(2019年3月)」より

6. 防災まちづくりに関する方針

(1)現状と課題

沖縄県は亜熱帯地域に属しており、梅雨時には降雨が集中すること、台風が常襲する地域であること、また、島嶼県で海岸線が長いことなどから、水害や高潮災害を受けやすい自然条件下にあります。本町は、海に面しないまちですが、大雨による河川の氾濫や急斜面地の崩壊などの災害が発生しています。また、近年の自然災害は、気候変動に伴い頻発化・激甚化しており、住民の生命と財産を守るため、災害の未然防止、災害時の適切な対策、災害時の被害を最小限に抑える減災について対応が必要です。

(2)基本方針

台風等による風水害や地震災害などから町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた都市の防災力向上の取り組みを進めます。

近年、気候変動による様々な災害が生じていることを踏まえ、気候変動による影響への適応の考え方や災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方に基づいて、河川や急傾斜地等における防災対策の積極的な推進や災害リスクの高い地域においては、土地利用を適切に制限するなどの対策を行っていくことが重要となります。

また、町民・行政・防災関係機関が連携し、地域コミュニティを基盤とした「自助」「共助」「公助」が連携することで災害に強く、しなやかに安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

① 土砂災害等への対策

- 急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所・防止区域、土砂災害警戒区域、土石流危険区域)については、関係機関との連携を図るとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制など災害の未然防止事業等の対策に努めます。

② 治水対策

- 台風や大雨等による災害が発生した場合の被害拡大を防ぐために、河川や水路の整備及び維持管理の強化に努めます。また、砂防指定地の維持管理を促進します。
- 都市の浸水対策として下水道による浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を推進するとともに、内水ハザードマップの見直しや地域コミュニティによる自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進します。
- これまでの治水は、河川の堤防整備など氾濫を防ぐ対策が主体でしたが、気候変動による災害の激甚化・頻発化に対応するため、河川管理者が行う河川整備等に加えて被害の軽減等の対策をあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」による水害対策が必要とされています。本町においても、豪雨等により想定される水害に対応するため、関係者との協働による流域治水を推進していきます。

③ 津波浸水対策

- 本町には、国場川、長堂川等の河川が流れており、地震が発生した際には津波による浸水被害が想定されています。そのため、河川周辺においては住宅等の立地規制や、地区計画等により建築物の中高層化を誘導

- 津波が発生した場合においても都市機能を維持するため災害リスクの高い地域への立地抑制について検討を行います。
- ④ 震災・火災
- 震災時における対策として、主要な道路や公園等において災害時の避難、救援、消防活動の骨格となる防災ネットワークの整備を図ります。
 - 火災を防止するため、または火災が発生した場合の被害拡大を防ぐため、河川、道路、その他の公共施設の維持管理を強化します。
 - 公共施設や公園などの防災上重要な地区及び商業・業務施設等の集積を図る地区においては、防火地域や準防火地域の指定や防災拠点としての機能強化に努めます。
- ⑤ 災害時における避難ルート
- 災害が生じた際、防災活動拠点まで安全に避難できるよう、沿道の建物やブロック塀等の倒壊の危険がない安全な防災避難ルートの確保に努めます。
- ⑥ 避難場所
- 災害時における地域住民の避難場所として小中学校や公園などの公共施設等を中心に位置づけ、避難生活の場としての機能、地域の備蓄センターとしての機能、救援・救護の場としての機能、並びに災害時の連絡情報センターとしての機能を備えた施設として整備・改善に努めます。
 - 感染症が流行している時期において、避難所での集団感染が発生する恐れが極めて高い状況になることを踏まえ、避難施設の収容人数を抑える必要があり、避難施設が不足することが懸念されることを踏まえ、避難所運営の見直しを検討します。

(3)復興まちづくりについて

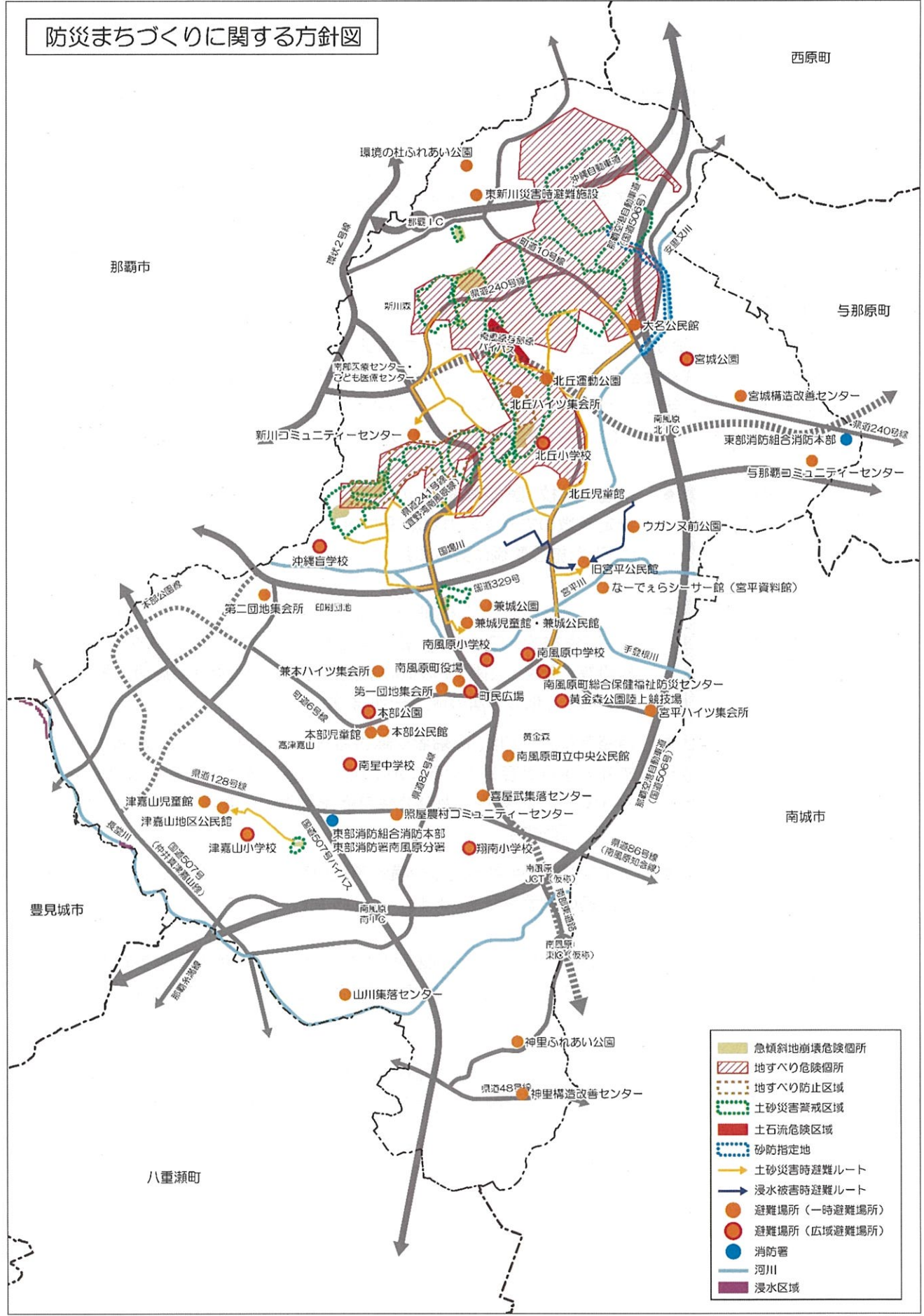
阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害では、広範囲で甚大な被害が発生したことから、市町村では被災直後から平時を大幅に超えた事務作業が発生し、その対応に多大な時間と人手を要しました。これらの経験から、大規模災害の被災地を復興していくための課題として、復興まちづくりに対応可能な人材育成、復興体制の早期整備等が挙げられます。

沖縄県においても、今後、東日本大震災クラス(マグニチュード9.0)の地震が想定※され、震災発生時の応急対策や復旧対策、さらには中長期的な復興について事前に準備しておくことが重要です。

本町の復興まちづくりについては、南風原町国土強靱化計画や南風原町地域防災計画の担当課と連携を図り、復興事前準備として復興まちづくりの実施方針を検討します。

※南風原町国土強靱化地域計画(令和3年7月)P9 本町に係る地震・津波被害予測の想定地震一覧より

防災まちづくりに関する方針図



- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 地すべり危険箇所
- 地すべり防止区域
- 土砂災害警戒区域
- 土石流危険区域
- 砂防指定地
- 土砂災害時避難ルート
- 浸水被害時避難ルート
- 避難場所（一時避難場所）
- 避難場所（広域避難場所）
- 消防署
- 河川
- 浸水区域

7. 福祉まちづくりに関する方針

(1)現状と課題

少子高齢化は本町においても進行しており、まちづくりにおける福祉の視点はますます重要となっています。本都市計画マスタープランの住民アンケートにおいても、将来のまちの姿として「子どもからお年寄りまですべての人にやさしいまち」を望む声が多く聞かれました。

今後とも、高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、等しく社会に参加することができる地域社会を実現するため福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

(2)基本方針

子どもや高齢者、障がい者を含むすべての人にとって暮らしやすく、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進めます。あわせて、人々の移動を円滑に行う交通手段について検討します。

- | | |
|-------------------|--|
| ① 建築物 | ● 役場や学校、医療施設などの公共公益施設や大規模な商業施設など不特定多数の方々が訪れる施設については、沖縄県福祉のまちづくり条例に即した施設整備に努めます。 |
| ② 外部空間
(道路、公園) | ● ユニバーサルデザインの理念に基づく地域の形成に向け、社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設等、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設において、バリアフリー化の一層の促進を図ります。
● 道路等においては、高齢者や障害者等が歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進するなど、歩行者空間及び公共交通施設等の公共空間におけるバリアフリー化を図ります。
● 歩道における点字ブロックや横断歩道の音響式信号の設置などバリアフリー設備の設置を促進します。 |
| ③ 健康・医療拠点づくり | ● 南部医療センター・子ども医療センター周辺は、医療関連施設を中心とした土地利用の形成を図り、健康・医療の拠点づくりを促進します。 |
| ④ 人にやさしい交通手段 | ● コミュニティバスや福祉交通などの交通手段の導入を検討し、高齢者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進します。
● 歩いて暮らせる環境づくりとして、身近な場所で充実した活動ができる生活環境や、歩行者空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成や生活道路の整備を促進します。 |